

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、2024 年 10 月 1 日乗車となるものから施行します。ただし、第 130 条第 1 項第 2 号へに係る改正規定は 2024 年 3 月 16 日から適用し、別表第 1 号の 3、別表第 1 号の 4 及び別表第 1 号の 5 に係る改正規定は 2025 年 4 月 1 日乗車となるものから施行します。

2024 年 8 月 23 日

現行	改正
<p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合（第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。）は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) (イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に適用する。</p> <p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であつても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>(ホ) 別に定める<u>ところにより</u>、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で<u>指定席特急券を</u>発売することがある。 <u>この場合、当該区画の設備定員と同一の人員（当社が特に認める場合を除く。）が乗車し、かつ、乗車旅客の全員</u></p>	<p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。<u>ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。</u></p> <p>b 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合（第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。）は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) <u>前(イ)</u>の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に適用する。</p> <p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であつても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>(ホ) <u>前(イ)の規定により指定席特急券を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは</u>、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。<u>ただし、次に掲げる場合に限る。</u></p>

が当該区画を同一区間乗車するときに限る。

(中略)

(特別車両券の発売)

第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。

(1) 特別車両券(A)

イ 指定席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。

(イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき

(ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき

ロ 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特別車両券(B)

イ 指定席特別車両券(B)

(中略)

11 第 57 条の 3 第 8 項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間に対して発売する 1 枚の特別急行券と関連して特別車両券を発売する場合で、新幹線（第 2 項第 1 号の規定により 2 個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）及び新幹線以外の線区をそれぞれ特別車両に乗車するときは、当該特別車両利用区間に対して 1 枚の特別車両券を発売する。

a 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。

b 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき

(中略)

(特別車両券の発売)

第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。

(1) 特別車両券(A)

イ 指定席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。

(イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。

(ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき

ロ 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特別車両券(B)

イ 指定席特別車両券(B)

(中略)

11 第 57 条の 3 第 8 項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間に対して発売する 1 枚の特別急行券と関連して特別車両券を発売する場合で、新幹線（第 2 項第 1 号の規定により 2 個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）及び新幹線以外の線区をそれぞれ特別車両に乗車するときは、当該特別車両利用区間に対して 1 枚の特別車両券を発売する。

12 第 1 項第 1 号イの規定により指定席特別車両券(A)を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することができる。ただし、次の各号に掲げる場合に限る。

(1) 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき（スーパーアグリーンの 2 人用区画にあつては、2 人又は 1 人が乗車

するとき。)。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。

(2) 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき

(中略)

(指定券の関連発売等)

第63条 旅客が、特別急行列車の指定席（特別車両の指定席及びコンパートメント個室に限る。）又は寝台を使用する場合の指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券は、指定席特急券と同時に購入するときに限って発売する。

2 旅客が、普通急行列車の特別車両に乗車する場合の特別車両券(A)、寝台を使用する場合の寝台券又は指定席（特別車両以外の座席車及び第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車を座席車として使用する場合の指定席に限る。）を使用する場合の座席指定券は、列車内において発売する場合を除き、普通急行券と同時に購入するとき又は呈示したときに限って発売する。

(中略)

(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

第74条の4 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。

- (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とを合わせ収受する場合はその合算額）の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金

2 前項の規定は、第57条第1項第1号イの(ハ)及び第58条第9項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号、36ぷら

(中略)

(指定券の関連発売等)

第63条 旅客が、特別急行列車の指定席（特別車両の指定席及びコンパートメント個室に限る。）又は寝台を使用する場合の指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券は、指定席特急券と同時に購入するときに限って発売する。

2 旅客が、普通急行列車の特別車両に乗車する場合の特別車両券(A)、寝台を使用する場合の寝台券又は指定席（特別車両以外の座席車及び第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車を座席車として使用する場合の指定席に限る。）を使用する場合の座席指定券は、列車内において発売する場合を除き、普通急行券と同時に購入するとき又は呈示したときに限って発売する。

(中略)

(特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。

- (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とを合わせ収受する場合はその合算額）の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金

2 前項の規定は、第57条第1項第1号イの(ハ)及び第58条第9項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号、36ぷら

す3号、かんばち号及びいちろく号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅パリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、別に定める場合を除き、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。
- (2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。

す3号、かんばち号及びいちろく号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅パリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。
- (2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。

4 前項の場合であつて、四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が8人の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、当該旅客が2人以上の場合に限つてこれを認めるものとする。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより2人に達するときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。

5 第1項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する新幹線の特別急行列車の設備定員が4人の個室(特別車両以外の個室に限る。)を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限つて認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

6 第2項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車(TWILIGHT EXPRESS 瑞風号を除く。)の設備定員が3人又は4人の個室(寝台個室を除く。)を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、設備定員が4人の個室にあつては当該旅客が3人のときに限つて、設備定員が3人の個室にあつては当該旅客が2人のときに限つて認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

7 特別急行列車の4人用の区画を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限つて認めることとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

8 第5項から前項までの規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室又は区画を占有使用することを認める場合であつ

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト) 及び(チ)以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100	200	400	600	800	801
	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ
	メー	メー	メー	メー	メー	メー
	トル	トル	トル	トル	トル	トル
	まで	まで	まで	まで	まで	以上
料 金	円	円	円	円	円	円
	1,300	2,800	4,190	5,400	6,600	7,790

(中略)

(フ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

第1号イの(イ)に定める料金

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ
	メートル まで
料 金	円 1,700

て、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を
実際乗車人員に含むときは、第73条第4項の規定にかかわ
らず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を收受す
る。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ 及びハ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト) 、(チ)及び(リ)以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100	200	400	600	800	801
	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ	キロ
	メー	メー	メー	メー	メー	メー
	トル	トル	トル	トル	トル	トル
	まで	まで	まで	まで	まで	以上
料 金	円	円	円	円	円	円
	1,300	2,800	4,190	5,400	6,600	7,790

(中略)

(フ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b以外の特別車両料金(A)

第1号イの(イ)に定める料金

b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ
	メートル まで
料 金	円 1,700

(リ) スーペリアグリーン(2人用区画)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	400キロ	600キロ
地帯	メー	メートル	メートル	メートル

	ル まで	まで	まで	まで
2人で利用 する場合の 料金	円 3,500	円 5,000	円 6,390	円 7,600
1人で利用 する場合の 料金	円 7,000	円 10,000	円 12,780	円 15,200

(注) 1人当りの料金とする。

(中略)

- ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)
(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

- (ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

	設備定員8人
1室当りの料金	33,600円

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

営業 キロ 地 帯	50キロメー トルまで	100キロメー トルまで	150キロメー トルまで	151キロメー トル以上
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990

- ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

(中略)

- ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)
(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

- (ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金(A)

	設備定員8人
1室当りの料金	33,600円

ハ 第58条第12項の規定により発売する区画に対して適用する1人当りの特別車両料金(A)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(A)

イの(イ)に定める額とする。

(ロ) スーペリアグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

イの(ロ)に定める額とする。

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、及びリ以外の特別車両料金(B)

営業キ ロ 地 帯	50キロメ ートルまで	100キロ メートル まで	150キロメ ートルまで	151キロメ ートル以上
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990

- ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロメートル まで	51 キロメートル 以上
料 金	円 780	円 1,000

(中略)

ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	150 キロメートル まで	151 キロメートル 以上
料 金	円 2,000	円 3,000

(中略)

ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロメー トルまで	100 キロメー トルまで	150 キロメー トルまで	151 キロメー トル以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロメー トルまで	100 キロメ ートルまで	150 キロメ ートルまで	151 キロメ ートル以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(ロ) 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B) 2,500円とする。

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロメー トルまで	100 キロメ ートルまで	150 キロメ ートルまで	151 キロメ ートル以上
-------------	-----------------	------------------	------------------	------------------

営業キロ 地 帯	50 キロメートル まで	51 キロメートル 以上
料 金	円 780	円 1,000

(中略)

ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	150 キロメートル まで	151 キロメートル 以上
料 金	円 2,000	円 3,000

(中略)

ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B) (自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)を除く。

営業キロ 地帯	50 キロ メートルまで	100 キロ メートルまで	150 キロ メートルまで	151 キロ メートル以上
料金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロメー トルまで	100 キロメ ートルまで	150 キロメ ートルまで	151 キロメ ートル以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(ロ) 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B) 2,500円とする。

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 地 帯	50 キロメー トルまで	100 キロメ ートルまで	150 キロメ ートルまで	151 キロメ ートル以上
-------------	-----------------	------------------	------------------	------------------

料 金	円	円	円	円
	780	1,000	1,700	1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロメー トルまで	100 キロメ ートルまで	150 キロメ ートルまで	151 キロメ ートル以上
料 金	円	円	円	円
	780	1,000	1,700	1,990

(中略)

(大人座席指定料金)

第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 2 号から第 5 号以外の大人座席指定料金
530 円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる期間内の日であるときは、330 円とする。
- (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金
840 円とする。
 - ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
1,680 円とする。
 - ハ ホームライナー号に対して発売する大人座席指定料金
530 円とする。
- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金
第 1 号に定める額とする。
 - ロ 「SL 銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両又は「B. B. BASE」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840 円とする。
 - ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
530 円とする。
- (4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

料 金	円	円	円	円
	780	1,000	1,700	1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 地 帯	50 キロメー トルまで	100 キロメ ートルまで	150 キロメ ートルまで	151 キロメ ートル以上
料 金	円	円	円	円
	780	1,000	1,700	1,990

(中略)

(大人座席指定料金)

第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 2 号から第 6 号以外の大人座席指定料金
530 円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる期間内の日であるときは、330 円とする。
- (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金
840 円とする。
 - ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
1,680 円とする。
 - ハ ホームライナー号に対して発売する大人座席指定料金
530 円とする。
- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
 - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金
第 1 号に定める額とする。
 - ロ 「SL 銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両又は「B. B. BASE」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840 円とする。
 - ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
530 円とする。
- (4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

(5) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

(中略)

(手数料の收受)

第237条の3 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。

2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額(特別車両の個室については、特別車両料金合計額)について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。

3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

(5) マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。

(6) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

(中略)

(手数料の收受)

第237条の3 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。

2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額(特別車両の個室については、特別車両料金合計額)について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。

3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。

4 第74条の4第4項から第8項までの規定により旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額(特別車両の個室については、特別車両料金合計額)について手数料を收受す

4 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券1葉につき340円とする。

5 第74条の7の規定により不足人員分について旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券1葉につき340円とする。

6 第184条第6項の規定により新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）する旅客に対して1枚で発売した特別急行券の両方を同時に払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、1枚の特別急行券として手数料を収受する。この場合、全区間又は一部区間について乗車列車を指定している場合は、全区間の指定急行券とみなして取り扱うものとする。

7 前項にかかわらず、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を1枚で発売した特別急行券について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を各別のものとして取り扱う。

（中略）

（特別急行列車の個室等に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱）

第244条の2 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があつた場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限り取り扱う。

2 前項の規定により乗車変更の取扱いをする場合、不足人員分について旅客運賃及び料金を収受しているときは、その不足人員分についても乗車変更の申出があつたものとみなして取り扱う。

3 新幹線の特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限り、当該個室に乗車する人員の変更をすることができる。この場合、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更後の乗車券類に対する旅客

る。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。

5 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券1葉につき340円とする。

6 第74条の7の規定により不足人員分について旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券1葉につき340円とする。

7 第184条第6項の規定により新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）する旅客に対して1枚で発売した特別急行券の両方を同時に払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、1枚の特別急行券として手数料を収受する。この場合、全区間又は一部区間について乗車列車を指定している場合は、全区間の指定急行券とみなして取り扱うものとする。

8 前項にかかわらず、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を1枚で発売した特別急行券について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を各別のものとして取り扱う。

（中略）

（特別急行列車の個室等に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱）

第244条の2 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があつた場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限り取り扱う。

2 前項の規定により乗車変更の取扱いをする場合、不足人員分について旅客運賃及び料金を収受しているときは、その不足人員分についても乗車変更の申出があつたものとみなして取り扱う。

3 新幹線の特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限り、当該個室に乗車する人員の変更をすることができる。この場合、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更後の乗車券類に対する旅客

運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

4 前各項の取扱いは、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ハ)及び第 58 条第 9 項に規定する個室並びに第 60 条の 3 に規定するコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いについて適用する。

5 第 1 項から第 3 項までの取扱いは、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ホ)の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いについて準用する。

(中略)

(指定券に対する料金の払いもどし)

第 273 条 旅客は、指定券(未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2 個以上の列車について指定を受けている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限つて、次の各号に定める額(10 円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。

(1) 立席特急券又は特定特急券(乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。)以外の指定券(新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)

イ 出発する日の 2 日前までに請求した場合は、340 円(第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ) **及び**第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあつては、1 葉につき 340 円)。

ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額(第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ) **及び**第 58 条第 1 項第 1 号

運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

4 前各項の取扱いは、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ハ)及び第 58 条第 9 項に規定する個室並びに第 60 条の 3 に規定するコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いについて適用する。

5 第 1 項から第 3 項までの取扱いは、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ホ) **及び第 58 条第 12 項**の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いについて準用する。

(中略)

(指定券に対する料金の払いもどし)

第 273 条 旅客は、指定券(未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2 個以上の列車について指定を受けている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限つて、次の各号に定める額(10 円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。

(1) 立席特急券又は特定特急券(乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。)以外の指定券(新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)

イ 出発する日の 2 日前までに請求した場合は、340 円(第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ) **、**第 58 条第 1 項第 1 号イただし書 **及び同条第 12 項**の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあつては、1 葉につき 340 円)。

ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額(第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ) **、**第 58 条第 1 項第 1 号

イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。

(中略)

(無賃送還の取扱方)

第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車（急行列車を除く。）に乗り換える場合に限り取り扱う。ただし、次により無賃送還区間を急行列車、特別車両又はコンパートメント個室車により乗り換えることがある。

イ 急行券を使用し乗車していた旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を使用し乗車していた旅客は特別急行列車に乗り換えることはできない。

ロ 特別車両券（グランクラス及びプレミアムグリーンに有効な特別車両券を除く。）又はコンパートメント券を使用し乗車していた旅客については、特別車両（グランクラス及びプレミアムグリーンを除く。）又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗り換える列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗り換えることができないときは、適宜の旅客車による。

ハ グランクラスに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗り換える列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗り換えることができないときは、適宜の旅客車による。

ニ プレミアムグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、プレミアムグリーンにより、当該

イただし書及び同条第12項の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室又は区画にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。

(中略)

(無賃送還の取扱方)

第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車（急行列車を除く。）に乗り換える場合に限り取り扱う。ただし、次により無賃送還区間を急行列車、特別車両又はコンパートメント個室車により乗り換えることがある。

イ 急行券を使用し乗車していた旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を使用し乗車していた旅客は特別急行列車に乗り換えることはできない。

ロ 特別車両券（グランクラス、プレミアムグリーン及びスーパーリアグリーンに有効な特別車両券を除く。）又はコンパートメント券を使用し乗車していた旅客については、特別車両（グランクラス、プレミアムグリーン及びスーパーリアグリーンを除く。）又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗り換える列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗り換えることができないときは、適宜の旅客車による。

ハ グランクラスに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗り換える列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗り換えることができないときは、適宜の旅客車による。

ニ プレミアムグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、プレミアムグリーンにより、当該

特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にプレミアムグリーンがないとき又は満員等によりプレミアムグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。

(他経路乗車の取扱方)

第285条 第282条第1項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地（不通区間以遠の駅において途中下車を予定していた場合は、その駅を含む。）に至る他の最短経路による乗車をすることができる。ただし、定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に途中下車することができない。
- (2) 旅客は、次に該当する場合に限って、他の経路を急行列車又は特別車両によって乗車することができる。ただし、のぞみ号等、グランクラス及びプレミアムグリーンにあつては当社が特に認めた場合に限る。

(中略)

別表第1号の3

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）

2024年	4月	8日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで
	5月	7日から9日まで
	6月	3日から6日まで、10日から13日まで、17日から20日まで、24日から27日まで
	7月	1日から4日まで、8日から11日まで、16日から18日まで、22日から25日まで
	8月	26日から29日まで
	9月	2日から5日まで、9日から12日まで、17日から19日まで、24日から26日まで、30日
	10月	1日から3日まで
	11月	-
	12月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、23日から25日まで
2025年	1月	6日から9日まで、14日から16日まで、20

特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にプレミアムグリーンがないとき又は満員等によりプレミアムグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。

ホ スーペリアグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、スーパーグリーンにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にスーパーグリーンがないとき又は満員等によりスーパーグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。

(他経路乗車の取扱方)

第285条 第282条第1項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地（不通区間以遠の駅において途中下車を予定していた場合は、その駅を含む。）に至る他の最短経路による乗車をすることができる。ただし、定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に途中下車することができない。
- (2) 旅客は、次に該当する場合に限って、他の経路を急行列車又は特別車両によって乗車することができる。ただし、のぞみ号等、グランクラス、プレミアムグリーン及びスーパーグリーンにあつては当社が特に認めた場合に限る。

(中略)

別表第1号の3

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）

2025年	4月	7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで
	5月	7日、8日
	6月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、23日から26日まで、30日
	7月	1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、22日から24日まで
	8月	25日から28日まで
	9月	1日から4日まで、8日から11日まで、16日から18日まで、24日、25日、29日、30日
	10月	1日、2日
	11月	-
	12月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から24日まで

		日から 23 日まで、 27 日から 30 日まで
2月		3 日から 6 日まで、 12 日、 13 日、 17 日から 20 日まで、 25 日から 27 日まで
3月		-

2026年	1月	5 日から 8 日まで、 13 日から 15 日まで、 19 日から 22 日まで、 26 日から 29 日まで
	2月	2 日から 5 日まで、 9 日から 12 日まで、 16 日から 19 日まで、 24 日から 26 日まで
	3月	2 日から 5 日まで

別表第1号の4

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）

2024年	4月	-
	5月	-
	6月	-
	7月	12 日から 15 日まで、 26 日から 28 日まで
	8月	2 日から 4 日まで、 8 日、 12 日、13 日、 16 日 、 17 日、 23 日から 25 日まで
	9月	13 日から 16 日まで、 20 日から 23 日まで
	10月	4 日から 6 日まで、 11 日から 14 日まで、 18 日から 20 日まで、 25 日から 27 日まで
	11月	1 日から 4 日まで、 8 日から 10 日まで、 15 日から 17 日まで、 22 日から 24 日まで、 29 日 、30 日
12月	1 日、 27 日、 30 日、31 日	
2025年	1月	2 日、 3 日
	2月	-
	3月	20 日から 31 日まで

別表第1号の4

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第2号イ）

2025年	4月	-
	5月	-
	6月	-
	7月	18 日から 21 日まで、 25 日から 27 日まで
	8月	1 日から 3 日まで、 7 日、 10 日、 11 日、13 日 から 15 日まで、 22 日から 24 日まで
	9月	12 日から 15 日まで、 19 日から 21 日まで、 23 日
	10月	3 日から 5 日まで、 10 日から 13 日まで、 17 日から 19 日まで、 24 日から 26 日まで、 31 日
	11月	1 日から 3 日まで、 7 日から 9 日まで、 14 日 から 16 日まで、 21 日から 24 日まで、 28 日 から 30 日まで
12月	26 日、 28 日、 29 日、31 日	
2026年	1月	2 日
	2月	-
	3月	19 日から 31 日まで

別表第1号の5

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）

2024年	4月	26 日から 30 日まで
	5月	1 日から 6 日まで
	6月	-
	7月	-
	8月	9 日から 11 日まで、 18 日
	9月	-
	10月	-
	11月	-
12月	28 日、 29 日	
2025年	1月	4 日、 5 日
	2月	-

別表第1号の5

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第3号イ）

2025年	4月	25 日から 30 日まで
	5月	1 日から 6 日まで
	6月	-
	7月	-
	8月	8 日、9 日、 16 日、 17 日
	9月	-
	10月	-
	11月	-
12月	27 日、 30 日	
2026年	1月	3 日、4 日
	2月	-

	3月	-		3月	-
(以下略)			(以下略)		